

県障がい福祉課からのお願い

工賃向上計画

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について』（令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、特別な事業がない限り全ての就労継続支援B型事業所は「工賃向上計画」を作成することとされています。令和6年4月以降に新規開設した就労継続支援B型事業所において、令和6年度から令和8年度までの「工賃向上計画」が未提出の場合は、速やかに県障がい福祉課へ提出してください。

なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）については、「工賃向上計画」を作成していない場合には算定できないこととなっているため、ご注意ください。

また、令和6年度の実績を踏まえ達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて「工賃向上計画」の**見直し**を行った場合は、**令和7年5月末日までに**県障がい福祉課へ提出してください。既に提出した内容で変更がない場合は、提出不要です。

工賃（賃金）実績の報告

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、毎年、県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告することとなっています。

例年、厚生労働省から依頼が来次第、各事業者へ通知していますので、期日までの提出に御協力をお願いいたします。

化学物質過敏症の利用者に対する配慮について

令和6年3月に行われた厚生労働省主催の障害保健福祉関係主管課長会議の資料において、以下のとおり示されています。

訪問系サービスに限らず、各事業者のサービス提供にあたっては、適切に対応するようお願いします。

<障害保健福祉関係主管課長会議資料抜粋>

化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に対応したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者にも周知されたい。

<啓発ポスター>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf



医療的ケア児の受入促進

医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器による呼吸管理や客痰吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童、いわゆる「医療的ケア児」が増加しており、医療的ケア児及びその家族に対する支援が必要とされています。

県では、これまで様々な事業に取り組み、医療的ケア児の在宅支援体制の構築に努めてきましたが、県内の障がい福祉サービスにおける医療的ケア児の受入はまだ十分ではありません。

（ R6時点 ： 医療的ケア児数 162名
R5.9時点： 医療的ケア児受入可能事業所数（訪問看護）35事業所、（児童発達支援）29事業所、
（放課後等デイ）48事業所、（移動支援）5事業所 等 ）

令和7年度においても、医療的ケア児の受入可能事業所を増やすため、

- ・ 看護師の医療的ケア児支援技術習得研修
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター新規者養成研修・フォローアップ研修
- ・ 訪問看護事業所及び医療型短期入所事業所への新規参入個別支援

等を引き続き実施しますので、**医療的ケア児の受入についてご検討ください。**

また、新たに、医療的ケア児を受け入れる事業所に対し、**送迎車や医療機器等の備品購入費に対する補助事業**を実施する予定ですので、ぜひご活用ください。

詳細については、令和7年4月以降、県HPに掲載する予定です。